

事務の引継ぎの方向性について

論 点

各種証明書の発行や教育実習生の受入れなどの対応方針について確認し、留意すべき事項などがないか協議する。

1 各種証明書の発行

両校の卒業生に対する卒業証明書や成績証明書等の各種証明書の発行については、統合校がその事務を引き継ぐ。

なお、これまでの例にならい、両校の閉校後、令和11年度（2029年度）から、県教育委員会ホームページに両校の卒業生向けのページを作成し、各種証明書の発行等に係る案内を掲載する。

2 教育実習生の受入れ

両校の教育実習生については、統合校において受け入れることとする。

なお、教育実習の希望者が多数となるなど、統合校での受入れが困難な場合は、県教育委員会から他の県立高等学校長へ受入れを要請する。

3 指導要録等の引継ぎ

指導要録、沿革に係る資料の保存・管理等については、統合校が引き継ぐ。

また、その他物品の移動等については、閉校までに統合対象校、統合校及び県教育委員会において十分に情報を共有し対応することとする。

4 その他